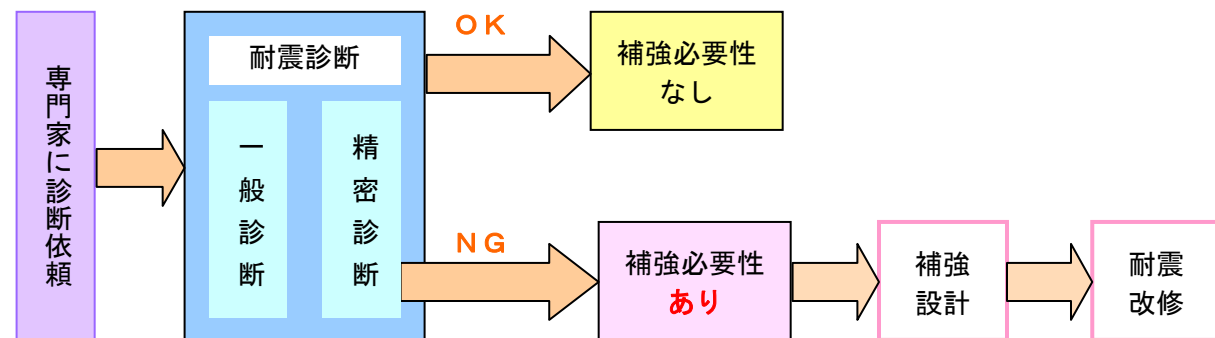


耐震診断・改修の流れ



門真市住宅・建築物耐震改修促進計画の概要

地震から生命と財産が守られる住まいとまちづくり

建築物の耐震診断・改修に関する相談窓口

門真市

門真市 都市建設部 建築指導課

〒571-8585

門真市中町1番1号

TEL: 06-6902-1231

門真市ホームページ: <http://www.city.kadoma.osaka.jp/>

大阪府

財団法人 大阪建築防災センター

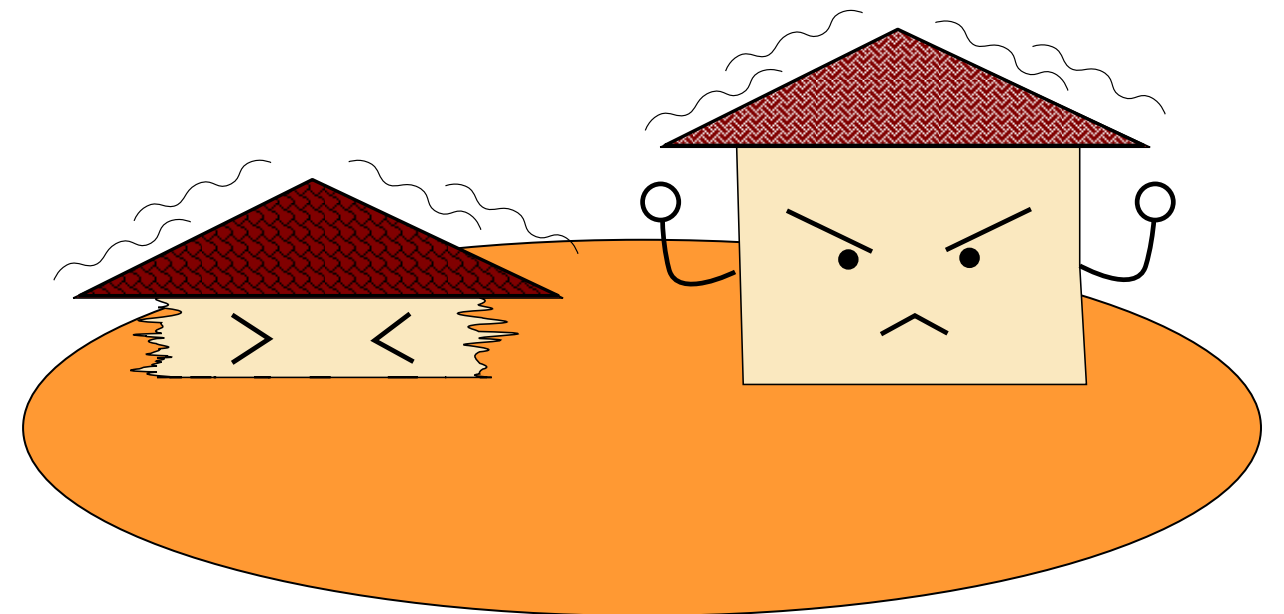
〒540-0012

大阪府中央区谷町3丁目1番17号 (ジョイント大手前ビル3階)

TEL: 06-6942-0190

ホームページ: <http://www.okbc.or.jp/main.html>

- 1.計画の概要
- 2.耐震化の目標
- 3.耐震化を進めるための施策
- 4.啓発及び知識の普及
- 5.その他必要な事項



1. 計画の概要

計画の目的

住宅・建築物の耐震性向上

↓
地震による倒壊被害の軽減
↓

・人的被害・経済被害の軽減

- ・緊急交通路・避難路の確保
- ・仮設住宅必要量の削減
- ・がれき発生量の減少

計画の期間

目標年次：平成 27 年
(中間目標年次：平成 22 年)

国・大阪府の取り組み

国：「地震防災戦略」・「住宅・建築物の地震防災推進会議」
東海・東南海・南海地震の被害を半減
耐震化率の目標 現状 75%→平成 27 年に 90%

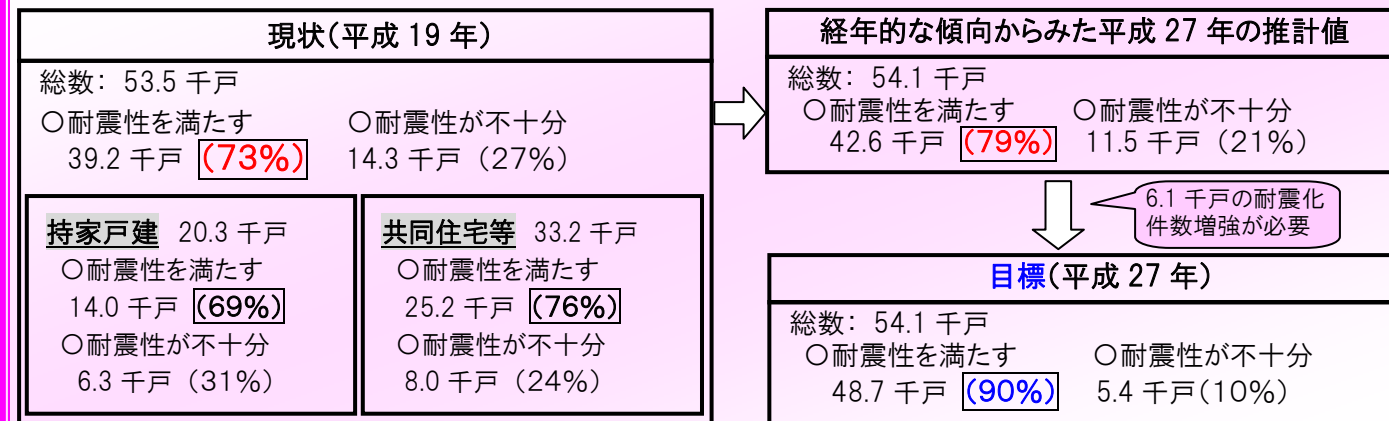
府：「大阪府住宅・建築物耐震 10 カ年戦略プラン」
国と同様、耐震化率の目標 90%
必要な施策の検討、耐震化進捗の定期的な検証

計画の基本方針

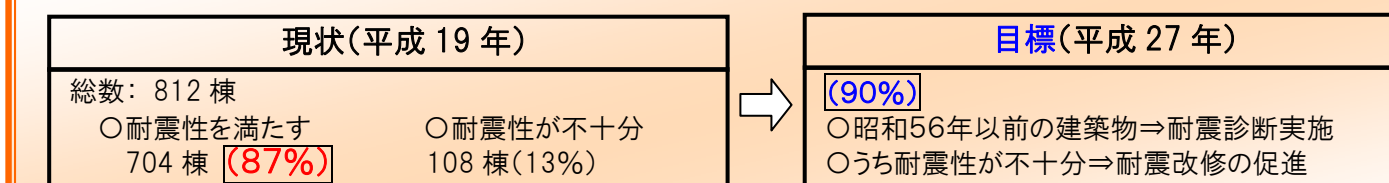
- ◆住民・建物所有者が、**自らの問題として自主的に耐震化へ取り組む**ことを基本とします。
- ◆市はそれらの取り組みをできる限り**支援する**観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開します。

2. 耐震化の目標

住宅

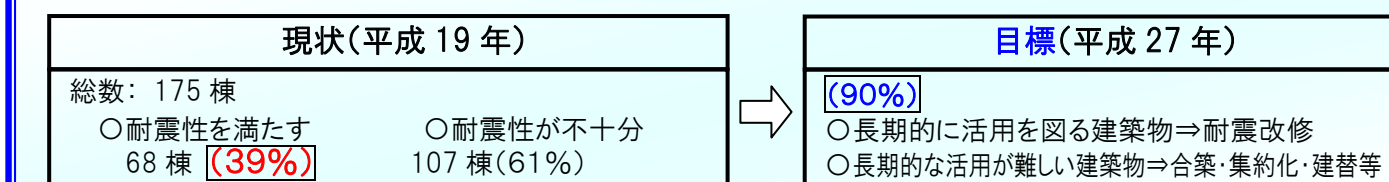


特定建築物(民間)



※特定建築物：一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵・処理を行う建築物、地震により倒壊した場合に道路を閉塞させる建築物のことで、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により定められています。

市有建築物



※市有建築物：市(門真市)が所有している建築物のことで、府や国が所有している建築物は含まれません。

3. 耐震化を推進するための施策

施策の取り組み方針

- 市民の「**生命・財産を守る**」ために、優先度を明確にして施策に取り組み、耐震化の目標値を達成します。
- 建物全体の耐震化が困難な場合においては、最低限の「**生命を守る**」ための改修等を促進します。
- 昭和 56 年以前建築の木造住宅**について、総合的な施策を展開します。
- 非木造の住宅については、共同住宅を中心に耐震化を促進するための啓発に努め、**構造上の弱点を有する建築物**に重点をおいて耐震診断を促進します。
- 昭和 57 年以降の建築物、特に木造住宅については、劣化や接合部の状況等を考慮して耐震診断等を啓発します。

耐震化を促進する支援策

- ・昭和 56 年以前建築の住宅・特定建築物の**耐震診断**に対して**補助**を実施します。
- ・木造住宅について、**耐震改修に対する支援制度**を創設します。

耐震改修しやすい環境整備

- ・**相談しやすい窓口**の整備。
- ・**安心して耐震改修できる仕組み**をつくります(事業者の登録制度、アドバイザー派遣制度)。
- ・信頼でき経済的な**耐震改修工法・手法**の活用と促進に努めます。

密集市街地における耐震化の取り組み

- ・住宅市街地総合整備事業、**市街地の不燃化の促進に伴う建替えの誘導等の施策を維持発展**していきます。

地域特性に着目した施策の展開

- ・市街地分類に基づき、地域特性に応じた耐震化を促進します。

市有建築物の耐震化への取り組み

- ・現行耐震**基準**に適合しない既存の市有建築物について、施設の将来の利用計画から建替え・解体予定とすべき建築物を除き、耐震診断の対象とします。
- ・耐震診断の実施については、災害時に果たすべき役割などを考慮して、計画的に推進します。
- ・耐震診断を実施した建築物のうち改修が必要と判定された建築物については、診断結果・改修費用に対する効果等の諸条件を勘案して、耐震改修の実施に努めます。
- ・耐震診断・改修を進める際には、関係課の連携のもとに庁内調整を図り、総合的・計画的に推進します。
- ・**耐震診断・改修に関する補助事業の更なる拡充を、国や大阪府に対し働きかけていきます。**

4. 啓発及び知識の普及

- ・地震防災ハザードマップの作成・公表
- ・避難地・避難路周辺の住宅・建築物について重点的な取り組み
- ・相談体制の整備、情報提供の充実、パンフレット等の活用、講習会の開催
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・防災教育の推進
- ・地元組織との連携

5. その他必要な事項

- ・関係団体との連携(大阪建築物震災対策推進協議会の活用)
- ・2次構造部材の安全性の向上(ブロック塀・擁壁、ガラス、外壁材、屋外広告物、天井、エレベータ等の対策)
- ・居住空間の安全性の確保(家具の転倒防止、防災ベッド・耐震テーブルの活用等)